

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から9年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、専門学校に入学して間もない平成6年5月頃、学校の先生に国民年金保険料の免除制度について教えてもらったので、A市町村役場で保険料の免除申請を行った。

申立期間の国民年金保険料は未納ではなく、免除されているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、専門学校に入学して間もない平成6年5月頃、A市町村役場で国民年金保険料の免除申請を行った。」と申し立てているものの、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成9年6月4日に付番されていることが確認でき、6年当時、国民年金保険料が免除されるためには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対して、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市町村の電算記録によると、申立人の申立期間直後の平成9年度に係る国民年金保険料が免除されている記録が確認できるものの、当該年度前の保険料が免除されていた記録は無く、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請申請を行ったことを示す関連資料は見当たらない上、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月22日から26年10月20日まで
日本年金機構の記録によると、申立期間について、昭和26年12月25日に6,556円の脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、昭和26年頃、脱退手当金を請求し、受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄中の給付種類欄には「脱退手当金」の記載があり、同欄中の資格期間欄、支給金額欄及び支給(開始)年月日欄に記載された内容は全てオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和26年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「申立事業所を退職したのは、結婚のためである。」と供述しているところ、上記の被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄中の備考欄には、いわゆる短期脱退手当金(厚生年金保険被保険者期間が6か月以上20年未満の女性被保険者が婚姻又は分娩により退職することが支給要件)の根拠条文を示す「48ノ2」と記載されている上、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所(当時)では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったこと

を踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえな
い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱
退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月頃から20年8月15日まで

私は、昭和18年の夏にA社の訓練所で講習を受けた後、同社の寮に入り、その2か月後に、「B船」に乗船していた。その後、船はC船長の「D船」に替わったが、航路は同じで継続して乗船していたので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の訓練所で講習を受けた後、A社の船舶に乗船し、昭和20年8月15日の終戦まで乗船していた。」と申し立てているところ、厚生労働省社会・援護局保管の船員カードには、「19年12月26日雇入れ、20年2月20日解雇、船名『B船』」との記載があり、同局は、「これは陸軍の甲船員の記録である。」と供述していることから、昭和19年12月26日から20年2月20日までの期間は、陸軍に雇用されていたことが確認できる。

また、申立人が、「『D船』に乗船していた時の船長は、C氏であった。」と申し立てているところ、同氏の船員保険被保険者記録によると、申立期間当時は、E社（現在は、F社）において昭和19年11月4日から同年11月14日までの期間及び20年1月12日から同年2月13日までの期間の記録が確認できるが、同氏は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態について供述が得られない。

さらに、C氏の氏名が記載されているE社に係る船員保険被保険者名簿において申立人の記録は確認できない。

加えて、A社は、「人事記録を調査したが申立人の記録は無い。」と回答している上、F社は、「当時の資料が無く、申立人の乗船状況、船員保険料控除について回答できない。」旨回答している。

また、申立人は、上記船長以外に同じ船舶で勤務した同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料控除につ

いて供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 20 日から 53 年 5 月 20 日まで
私は、昭和 51 年 11 月から 53 年 5 月 19 日までの期間、A社で勤務したが、厚生年金保険の記録は 51 年 11 月 6 日から 52 年 5 月 20 日までの期間となっており、申立期間の 1 年間の記録が無い。最初は、A社で勤務し、途中から関連の事業所に異動になったと思うが、53 年*月*日に産まれた子を妊娠したことから、同年 5 月に退職したのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、A社の事業主が経営する関連会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社の事業主が、経営していた関連会社であると供述するB社は、昭和 54 年 7 月 1 日に、C社（後に、D社）は、同年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は両社とも適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚のうち 3 人は、「申立期間当時からA社の事業主が経営する関連会社であるD社に継続して勤務していた。」旨供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚 3 人は、D社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、その直前において、A社に係る厚生年金保険被保険者期間は無。

さらに、A社及びD社の事業主は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している上、オンライン記録において、D社が新規適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者のうち連絡の取れた同僚 3 人及び申立期間においてA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できた同僚 10 人に照会し、回答の得られた 6 人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除につい

て供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月から 9 年 2 月まで

私は、平成 4 年 3 月から 9 年 2 月末まで A 社 (現在は、B 社) で勤務した。ねんきん定期便によると、同社での勤務期間のうち、5 年 10 月から 9 年 2 月までの標準報酬月額が減額又は増額した記録となっており、実際の給与額とは違う額に引き下げられている可能性がある。調査の上、申立期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 5 年 10 月に 18 万円から 17 万円に減額、8 年 7 月に 17 万円から 20 万円に増額、同年 10 月に 20 万円から 19 万円に減額されていることについて、「実際の給与額とは違う額に引き下げられている可能性もある。」旨申し立てている。

しかしながら、B 社から提供された申立人に係る平成 8 年分給与明細表によると、平成 8 年 4 月に昇給し、同年 4 月の残業等割増賃金は同年 5 月以降の月と比べて高額であることが確認でき、同年 4 月昇給に伴う同年 7 月の標準報酬月額の改定及び同年 5 月から同年 7 月までの給与総支給額の平均額を基に決定される同年 10 月の定時改定は、正しく処理され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、B 社は、「申立人に係る給与明細表等の資料は平成 8 年以降しか保管しておらず、5 年 10 月の減額について確認することはできないが、基本給だけでなく、残業による割増賃金等の諸手当でも標準報酬月額が増減する。」旨回答しているほか、「申立期間当時も、報酬月額や給与から控除する保険料額に変更があった場合は、給与明細書の備考欄において従業員に通知していた。」旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人については、平成 5 年 7 月の標準

報酬月額の変動と併せて、同年10月の定時改定が記録されていることから、同年4月昇給の際、同月の残業等割増賃金を含めた総支給額が高かったことから、7月の改定（4月から6月までの給与総支給額の平均額を基に決定。）で18万円に増額したものの、10月の定時改定（5月から7月までの給与総支給額の平均額を基に決定。）で17万円に減額となったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録の標準報酬月額について、申立人同様、平成5年7月の改定で増額し、同年10月の定時改定で減額となっている同僚が複数見受けられ、当該同僚の標準報酬月額の変遷をみると、4月の定時昇給により7月の改定で増額したものの、その年の10月の定時改定において減額している記録となっている年が複数年あることから、申立人の標準報酬月額の変遷が、他の同僚と比べて、著しく不自然であるという事情は見当たらない。

また、企業年金連合会から提供された申立人に係るC事業厚生年金基金の中脱記録に記された報酬給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。